

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年2月10日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求人 処分について審査請求をする者をいう。
- (2) 処分者 処分を行った者（その職が廃止された場合及び当該処分と同一の処分を行う権限を有しなくなった場合には、当該処分と同一の処分を行う権限を有する者）をいう。
- (3) 当事者 審査請求人及び処分者をいう。

第2節の節名を次のように改める。

第2節 審査請求

第4条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立ては、処分の」を「審査請求は、処分が」に、「60日」を「3月」に改め、「または異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項本文中「不服申立書」を「審査請求書」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条の見出し及び同条本文中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定

中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第5号及び第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条の2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条第1項前段中「申請または」を「申請又は」に、「同一または」を「同一の事案又は」に、「かかる」を「係る」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「これ」を「これら」に改め、同条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「および」を「，及び」に改める。

第9条第1項前段中「かかる」を「係る」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「および」を「，及び」に改め、同項後段中「，不服申立人」を「において，審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「対する」の右に「人事委員会の」を加える。

第11条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に改める。

第23条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「書面」を「，書面」に改める。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「または決定（以下「判定」という。）を行なう」を「を行う」に、「不服申立ての全部または」を「審査請求の全部又は」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第32条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「または」を「，又は」に、「人事委員会および不服申立人」を「，人事委員会及び審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「または修正」を「又は修正」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「または取り下げる」を「，又は取り下げる」に改める。

第33条中「取消しの」を「取消しが」に、「または不服申立人」を「又は審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第34条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「すみやかに判定を行ない」を「速やかに裁決を行い」に改め、「または決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に改め、「の各号」を削り、「委員各員」を「人事委員会の各委員」に改め、同項第2号中「および」を「及び」に改める。

第35条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第36条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条第1項中「判定書」を「裁決書」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項本文中「判定書」を「裁決書」に、「および」を「及び」に、「附記して」を「付記して」に改め、同項ただし書中「附記して」を「付記して」に改める。

第37条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条前段中「判定書」を「裁決書」に、「行なう」を「行う」に改め、同条後段中「判定」を「裁決」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「判定」を「裁決」に改め、同項第3号中「判定」を「裁決」に、「およぼすような」を「及ぼす」に改め、同条第2項中「判定」を「裁決」に改める。

第41条中「判定」を「裁決」に、「または」を「又は」に、「かえて」を「代えて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第44条第2項前段中「京都市公告式条例第2条第2項ただし書」を「京都市条例の公布等に関する条例第2条第2項」に改める。

第45条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「を除くほか」を「のほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「および」を「及び」に、「つど」を「都度」に改める。

様式第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「付処分にかかる」を「付けの処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「氏名」を「氏名」に、「電生年月日」を「電話番号」に改める。

様式第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「付処分にかかる」を「付けの処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改め、「さきに」を削る。

様式第3号注以外の部分中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「電話番号」を「電話番号」に改める。

一 「行なった」を「行った」に、「および」を「及び」に改める。

様式第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第5号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「付処分にかかる」を「付けの処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「電話 ー 番」を「電話 ー 」に改める。

様式第6号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「付処分にかかる」を「付けの処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第7号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「および」を「及び」に、「ともに」を「共に」に改める。

様式第8号中「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「付処分にかかる不服申立て」を「付けの処分に係る審査請求」に改める。

様式第9号注以外の部分中「付処分にかかる」を「付けの処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「判定」を「裁決」に、「電話 ー 番」を「電話 ー 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てであってこの規則の施行の日前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

(関係規則の一部改正)

3 委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第27号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

4 記録書の閲覧等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

(人事委員会事務局)